



審 諮 問 第 95 号
平成23年10月28日

幸手都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理審議会
会 長 籠 宮 祥 孝 様

幸手都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業
施 行 者 久 喜 市
久喜市長 田 中 暄 二



仮換地指定〔その36〕について（諮問）

土地区画整理法第98条第3項の規定に基づき、仮換地の指定をする件につき、貴審議会の意見を求めます。

審答申第 95 号
平成23年10月28日

幸手都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業

施行者 久喜市
久喜市長 田中暄二様

幸手都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理審議会
会長 籠宮祥孝



仮換地指定〔その36〕について（答申）

平成23年10月28日付、審諮問第95号で諮問のあった仮換地指定〔その36〕について、下記のとおり答申します。

記

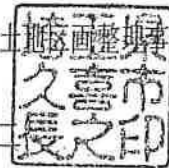
原案に異議ありません。



審 諮 問 第 96 号
平成23年10月28日

幸手都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理審議会
会 長 籠 宮 祥 孝 様

幸手都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業
施 行 者 久 喜 市
久喜市長 田 中 暄 二



保留地の決定について (諮問)

土地区画整理法第96条第3項の規定に基づき、保留地を別添のとおり定める件につき、貴審議会の同意を求めます。

審答申第 96 号
平成23年10月28日

幸手都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理事業

施行者 久喜市
久喜市長 田中暄二様

幸手都市計画事業栗橋駅西(栗橋地区)土地区画整理審議会
会長 籠宮祥孝



保留地の決定について(答申)

平成23年10月28日付、審諮問第96号で諮問のあった保留地の決定について、下記のとおり答申します。

記

原案のとおり同意します。